

当社の請求書必着日と、10月締の請求書の件

菱和建设株式会社
総務部 経理課 埜本裕子

いつもお世話になっております。さて、表題の件ですが、当社の請求書の締切日は毎月15日です。お支払いは翌11日(土日祝の場合は翌営業日)となり、**請求書の必着日は毎月18日**となっております。毎月15日で締め切って頂いた後は、お早めにお送りいただけますよう、改めてお願いを申し上げます。

また、ご承知のとおり10/1より消費税が10%に改定されます。次回10/15締の請求書につきましては下記の通りにご処理下さい。ご不明な点、ご質問は総務部(06-6444-6754)までお問合せ下さい。

【請求書の提出方法について】

★現注払(オレンジ伝票)の場合★

基本的に2枚に分けて請求をお願い致します。9/16～30までの工事や、商品の納品などは消費税が8%になりますので、9/30締め分伝票が1枚。10/1～15までの工事や商品の納品などは消費税が10%になりますので、10/15締め分伝票が1枚。合計2枚の請求書です。納品や工事が9月末までで終わっている場合は9/30締め分だけの送付になります。

※但し材工共(一式)で工事を受注されている場合、常用以外は工事の完工日が査定となりますので、9月中からスタートしているが、10/15の時点で発注工事が完成した、ということで、10/15締として消費税10%の請求書1枚で構いません。

★注文書払(みどり伝票)の場合★

ケース1	※10/15締分が保留金(残金の請負10%支払分)の場合※ 全て8%になります。9/15時点で出来高が100%になっているからです。工期は恐らく9/15迄の工期になっていると思います。請求書の日付は10/15でOK。
ケース2	※終了工期が9月30日までのもので、今回が出来高100%の時※ 10/15締分、11/15締分は全て8%の請求書になります。 この場合の請求書の日付は9/30でお願いします。(残金分は翌月請求で11/15付)
ケース3	※終了工期が9月30日をまたいで10月以降のもの※ (例えば工期が6/15～10/31、7/1～12/10、8/15～11/30、9/1～10/15など) 10/15締分より消費税10%でのお支払いになります。そうなりますと、注文書の消費税を含めた総金額が変更になりますので、つきましては該当の協力会社様宛に、9月分請求書の支払額仮確定後(10/4頃)改めて注文書の控え・請求書・出来高調書の書き方等のご案内をFAXさせていただきますので、今しばらくお待ちくださいませ。